

判定	
----	--

所得計算表

(表)

【手順】

- 1 父母の所得（表1）の算定式にあてはめて計算し、合算する。
- 2 特別控除額を（表2）にあてはめて計算する。
- 3 1の父母の所得の合算から2の特別控除額を引き、表3の収入基準額と比較する。

1 所得を計算する。

提出書類（3）の住民税決定証明書を見ながら記入してください。

（1）給与所得のみの場合（表1を見ながら記入）

父母ともに給与所得者の場合は、給与収入額の多い方に表1の給与所得控除額算定式（A）、少ない方に（B）を適用する。父母の一方のみが給与所得者の場合は（A）を適用する。

・父の給与収入	—	算定式(A)または(B)で算出した控除額	=	控除後の父の給与所得	
<input type="text"/> 万円	—	<input type="text"/> 万円	=	<input type="text"/> 万円	
(万円未満切捨て)		(万円未満四捨五入)			
・母の給与収入	—	算定式(A)または(B)で算出した控除額	=	控除後の母の給与所得	
<input type="text"/> 万円	—	<input type="text"/> 万円	=	<input type="text"/> 万円	[a]父母の合算
(万円未満切捨て)		(万円未満四捨五入)			万円

（2）給与所得以外の場合（農業・不動産等）

住民税決定証明書の所得金額を記入してください。（控除額を計算する必要はありません。）

・父の農業等所得	<input type="text"/> 万円	⇐ 複数の所得がある場合は合算してください。 例：農業所得：200万円+不動産所得：50万円=250万円	
(万円未満切捨て)			
・母の農業等所得	<input type="text"/> 万円		
(万円未満切捨て)			[b]父母の合算 万円

※給与所得と給与所得以外の両方の収入がある場合

給与所得は（1）の方法で、給与所得以外の所得は（2）の方法で所得を算出し、合算してください。([a]+[b])

2 特別控除額を計算する（表2を見ながら）

ア 母子・父子家庭	万円	オ 主たる家計支持者の別居(続柄)	万円
イ 就学者	万円	カ 災害	万円
ウ 障がい者(級)	万円	キ 本人を対象とした控除額(子ども3人以上世帯加算分)	万円
エ 長期療養者	万円	ア～キの合計	万円

3 収入基準と比較する（表3を見ながら）

父母の所得の合算	—	特別控除額	=	特別控除後の父母の所得	≦	収入基準額
<input type="text"/> [a]+[b] 万円	—	<input type="text"/> [c] 万円	=	<input type="text"/> 万円	≦	<input type="text"/> 万円

※特別控除後の父母の所得が、収入基準を下回っていることが条件となります。

表-1 給与所得控除額算定式 (A)・(B)

(裏)

(A表)		(B表)	
年間給与収入額 (①)	控除額	年間給与収入額 (①)	控除額
268万円未満	年間給与収入額と同額	65万円未満	一律65万円
268万円を超え400万円以下	(①×0.2) + 214万円	65万円を超え180万円以下	①×0.4(控除額が65万円未満の場合は65万円)
400万円を超え781万円以下	(①×0.3) + 174万円	180万円を超え360万円以下	①×0.3+ 18万円
781万円を超える場合	408万円	360万円を超え660万円以下	①×0.2+ 54万円
※1 収入金額は万円未満を切り捨て、控除額は万円未満を四捨五入してください。		660万円を超え1,000万円以下	①×0.1+ 120万円
※2 同一人で2つ以上の収入源があり、いずれもが給与所得の場合は収入金額を合計した後、万円未満を切り捨ててください。		1,000万円を超え1,500万円以下	①×0.05+170万円
		1,500万円以上	245万円

表-2 特別控除額表

区分	控除の理由	特別控除額		
A 世帯を対象とする控除	ア 母子・父子世帯であること	99万円		
	イ 就学者のいる世帯であること (就学者1人につき)	小学校	31万円	
		中学校	46万円	
	高等学校 専修学校高等課程	国・公立	39万円	
		私立	88万円	
	高等専門学校	国・公立	1~3年次	39万円
			4・5年次	43万円
		私立	1~3年次	88万円
			4・5年次	87万円
	大学(短大、大学院)	国・公立	74万円	
私立		133万円		
専修学校専門課程	国・公立	36万円		
	私立	102万円		
ウ 障がいのある方がいる世帯であること	障がいのある方1人につき	99万円		
エ 長期療養者のいる世帯であること	療養のため経常的に特別な支出をしている年間金額			
オ 主たる家計支持者が別居している世帯であること	別居のため特別に支出している年間金額 ただし、71万円を限度とする。			
カ 震災・風水害・火災その他の災害または盗難等の被害を受けた世帯であること	日常生活を営むために必要な資材または生活費を得るための基本的な生産手段(田・畑・店舗等)に被害があって、将来長期にわたって、支出増または収入減になると認められる年間金額			
B 本人控除(キ)	進学予定の場合	高等学校・高等専門学校	39万円	
		短期大学・大学・大学院	74万円	
	在学中の場合	高等学校 高等専門学校	国・公立 (自宅通学)	39万円 ※4・5年次43万円
			私立 (自宅通学)	69万円 ※4・5年次72万円
		大学	国・公立 (自宅通学)	88万円 ※4・5年次87万円
			私立 (自宅通学)	118万円 ※4・5年次116万円
	国・公立 (自宅外通学)	23万円 + 授業料年額		
	私立 (自宅外通学)	70万円 + 授業料年額		
	国・公立 (自宅通学)	37万円 + 授業料年額		
	私立 (自宅外通学)	84万円 + 授業料年額		

- 備考 1 A欄の『イ 就学者のいる世帯であること』による控除は、申込者を除く世帯員を対象とする。
 2 A欄の控除については、該当する特別の事情が2つ以上ある場合は、これらの特別控除額を合わせて控除することができる。
 3 A欄の『ウ 障がいのある方がいる世帯であること』による控除は、申請者も含めることができる。
 4 B欄の『授業料年額』とは在学している学校の申請時における授業料年額とする。(設備拡充費、実習費などは含まない。)
 5 子ども(就学者、就学前の子、申請者本人を含む。)が2人を超える世帯は、その超える人数にB欄の『キ 本人を対象とする控除』額に50万円を加えた額を乗じた額をさらに控除することができる。
 【計算例】
 子ども3人 ①私立大学自宅外通学(84万円) ②加算額(50万円) ③超えた人(1人)の場合
 (①+②)×③=134万円

表-3 収入基準額表

高等学校奨学生のと き		大学以上の奨学生のと き	
世帯人員	収入基準額(円)	世帯人員	収入基準額(円)
1人	2,120,000	1人	2,860,000
2人	3,800,000	2人	4,550,000
3人	4,730,000	3人	5,270,000
4人	5,150,000	4人	5,720,000
5人	5,700,000	5人	6,170,000
6人	6,080,000	6人	6,500,000
7人	6,350,000	7人	6,770,000
8人以上	1人増すごとに 250,000円を加算	8人以上	1人増すごとに 270,000円を加算